

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程（平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、この規則の施行の前に行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。